

目的等

半島地域が、国土保全、多様な文化の継承、食料の安定的供給など重要な役割を担うとともに、三方を海に囲まれる等制約を受け、これにより産業基盤及び生活環境の整備等が他地域に比較して低位にあることに鑑み、必要な特別の措置を講ずることにより、半島地域の振興を図り、もって自立的発展、地域住民の生活の向上、定住の促進、**半島防災の推進**を図り、あわせて国土の均衡ある発展並びに**地方創生に資すること**を目的とする

【基本理念】

- ・地方創生の一環としての個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会の実現
- ・多様な文化の継承、食料の安定的供給など、半島地域の特性を生かした魅力の増進
- ・国土強靭化の理念を踏まえた**半島防災施策の着実な実施**

半島振興対象実施地域に係る措置

○ 基本方針、自治体計画の策定

- ・国は、「半島振興基本方針」を策定
- ・都道府県は、「半島振興計画」を作成するよう努める
- ・市町村は、半島振興計画に即して「産業振興促進計画」を作成できる（国が認定）

○ 半島振興に係る配慮規定

小型航空機用飛行場等の整備、交通の確保、情報流通の円滑化、農林水産業等の産業振興、就業の促進、生活環境の整備、医療の確保、介護・障害福祉サービス等の確保、高齢者・児童の福祉の増進、**教育の充実、自然環境の保全・再生、再生可能エネルギー利用の推進**、地域文化の振興、観光の振興・交流の促進、移住等の促進、人材育成、関係者間の緊密な連携・協力の確保、**半島防災の推進及び実効性の確保**、感染症発生時の生活物資の確保、**生産機能・生活環境の整備等**が特に低位にある集落への配慮 等

○ 国等による支援

- ・【財政金融】半島振興計画に基づく事業に対する配慮。特に、多様な主体の連携・協力による事業には、地方公共団体への助成等を実施
- ・【地方債】半島振興計画の関連事業に係る特別の配慮
- ・【税制】半島地域の振興に係る租税特措法による措置 ※法規定上は全半島が対象
- ・【権限代行】基幹的な市町村道等の整備に係る都道府県の権限代行
- ・【産業振興促進計画に関する特例】地方税の不均一課税に伴う地方財政措置、補助金等適正化法の目的外使用承認、農地法等による処分

■ 半島振興対策実施地域



- ・23地域（22道府県、194市町村）
- ・面積：4.2万km²（全国の11%）
- ・人口：377万人（全国の3%）※R2
- ・人口増減：△6.8%（全国：△0.7%）※H27⇒R2

■ 法期限 令和17年3月31日

※ 赤字は、令和7年3月改正による新規事項